

## 日本地球掘削科学コンソーシアム 2018 年度役員選挙の実施方針

2018 年 5 月 20 日 会員総会

日本地球掘削科学コンソーシアム（J-DESC）2018 年度総会において組織再編及びそれに伴う規約の改定が可決された場合、速やかに新たな役員（会長、部会長、理事及び監事）を選出し、組織体制を確立する必要がある。よって、組織再編後 1 回目となる 2018 年度の役員選挙に限り、以下の方針に従って実施する。

なお、2 回目以降の役員選挙については、新体制発足後、新体制の役員・理事会等において、改めて選挙管理に関する規則を検討し、次回以降の総会に付議するものとする。

### 1. 2018 年度選挙管理委員会

- (1) 2018 年度役員選挙を行うため、2018 年度選挙管理委員会を設ける。2018 年度選挙管理委員会は、規約及び本方針に則って 2018 年度役員選挙における選出作業を適正に行う。
- (2) 2018 年度選挙管理委員会は、J-DESC の 2017 年度の会長、IODP 部会長、陸上掘削部会長が相談のうえ正会員団体所属者の中から 4 名を選任し、2017 年度理事会（理事機関代表者）の承認を得るものとする。また、委員長は委員の互選で選ぶものとする。
- (3) 2018 年度選挙管理委員会の任期は、2018 年度役員選挙が終了し、その結果について会員総会に報告するまでとする。

### 2. 開票立会人

- (1) 2018 年度役員選挙の開票においては、開票立会人 2 名を置く。開票立会人は、2018 年度選挙管理委員会の行う開票作業に、終始 1 名以上が立ち会い、開票及び票の効力判定を注意深く見守り、疑義が生じたときはただちに 2018 年度選挙管理委員会に申し出て、疑義の解消をはかる。
- (2) 開票立会人は、正会員団体所属者のうち 2017 年度の役員及び 2018 年度の役員候補者を除いた者の中から、2018 年度選挙管理委員会が選任する。
- (3) 開票立会人は、自ら開票作業を行ってはならない。

### 3. 選挙の方法

- (1) 2018 年度役員選挙の方法は、全ての役員について、正会員による無記名投票により行う。無記名投票は、所定の投票用紙と封筒を用い、定めら

れた期間内に、郵送により行うものとする。

- (2) 投票権は、正会員1団体につき1個とし、立候補受け付け開始日の前日までに、正会員として入会が認められその旨登録された団体が有する。
- (3) 候補者数が定数を超えない場合には、無投票当選とする。

#### 4. 選挙の告示

2018年度選挙管理委員会は、委員就任後速やかに、選挙スケジュール、その他必要事項を定めた選挙実施概要を作成し、立候補受け付け開始日までに、J-DESCのウェブサイトを通じて、正会員に告示する。

#### 5. 立候補の受付及び開示

- (1) 役員候補者は正会員団体所属者とし、自薦又は本人の承諾を得た他薦による立候補とする。
- (2) 自薦による立候補は、1) 候補者氏名、2) 候補者所属先、3) 立候補の抱負を記した書面を、期日までに選挙管理委員会に提出する。
- (3) 他薦による立候補は、1) 候補者氏名、2) 候補者所属先、3) 推薦者氏名、4) 推薦者所属先、5) 推薦文を記した書面に、候補者本人の承諾書を添えて、期日までに選挙管理委員会に提出する。
- (4) 立候補の受付期間は1か月以上設けるものとする。
- (5) 2018年度選挙管理委員会は、立候補の受付期間終了後速やかに立候補者名簿を作成し、投票の有無を確定する。
- (6) 立候補者名簿及び参考資料は投票用紙と共に正会員に送付し、また、J-DESCのウェブサイトにおいて開示する。

#### 6. 開票及び結果の開示

- (1) 2018年度選挙管理委員会は投票期間終了後、開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い、当選者を決定する。
- (2) 開票の結果は、立候補者に通知すると共に、ウェブサイトにおいても速やかに開示する。

#### 7. 選挙に対する異議申し立て

- (1) 2018年度選挙管理委員会は、開票結果をウェブサイトにおいて開示した日から1週間以上、会員からの異議申し立てを受け付ける期間を設けるものとする。
- (2) 異議申し立てが行われた場合、2018年度選挙管理委員会はその内容を確認、調査し、申立人との間で解決を図る。解決されない場合は、当該案

件を会員総会（電子メールその他の電磁的方法を含む）に付議し、総会の決議に従うものとする。

#### 8. 会員総会への報告及び2018年度役員の着任

2018年度選挙管理委員会は、異議申し立て受付期間ののち、開票の結果及び異議申し立てに関する調査結果を含む選挙報告書を作成し、会員総会に報告する。なお、この際の報告は、電子メールその他の電磁的方法により行い、臨時総会の開催に代えるものとする。

2018年度役員の着任日は、選挙報告書が会員総会に報告された日とする。